カーボンフットプリント制度試行事業□　意見公募結果報告書

報告日		2011年9月20日			
意見公募実施期間		2011年7月20日　～　2011年7月26日			
PCR原案受付番号		PDE-095			
製品の属する分類		IT機器			
計画実施事業者等					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	2-1	対象とする構成要素	「取扱説明書」「パンフレット」等の図書類を対象とすべき。	“分厚い取説”等の印刷物が多量に同梱されている場合がほとんどである。	ご指摘の物品に関しては、「付属品」として対象に含めております。しかし、この点不明瞭となっているため、「4. 用語定義」に次の内容を追記することと致します。「⑧付属品　本体に付属して出荷される物で、ケーブル、取扱説明書などをいう。」
2	3	引用規格およびPCR	引用するPCRとして、「PA-BB: 紙製容器包装(中間財)」、「PA-BC: プラスチック製容器包装」、および「PA-AD：出版・商業印刷物（中間財）」を規定すべきである。		ご指摘を受け、「PA-BB: 紙製容器包装(中間財)」、「PA-BC: プラスチック製容器包装」を引用するよう修正いたしました。
3	3 7 11	引用規格およびPCR/原材料調達段階に適用する項目／ 廃棄・リサイクル段階に適用する項目	副資材の記載は流通段階にあるが、最終消費財を構成する容器包装の記載がない。 容器包装のPCRを引用すべきである。	各機器を梱包している容器包装も計上すべきと考える。	ご指摘を受け、各機器を梱包している「包装材」の負荷を原材料調達段階と廃棄・リサイクル段階に計上することと致します（No.2を参照）。
4	4⑦	用語および定義	「副資材」の注記として「輸送プロセスで使用する梱包材」を例示しているが適当ではない。	梱包材は、「特定のサイトやプロセス」のみで消費されず、「梱包プロセスから流通保管プロセス」、さらに「使用プロセス」まで、プロセス間を複数移動してから、適正処理される。 「副資材」の例示としては、「潤滑剤」、「非塩素系洗浄剤」、「帯電防止剤」などである。	ご指摘を受け、「副資材」の注記を削除致しました。なお、機器の包装材は複数の段階を経るため副資材ではなく包装材として個別に分けて扱うことと致します（No.2を参照）。
5	7 8 附属書C	原材料調達段階に適用する項目/生産段階に適用する項目	原材料調達で使用する梱包材と、製品を輸送するのに用いる梱包材について記載がない。	物流倉庫での積み替えで使用する梱包材については、流通段階に記載していてもよいと思うが、製品を輸送するのに用いる梱包材は生産段階で投入されることから、生産段階で計上すべきと考える（使用する段階で投入物を計上すると、原材料調達段階で計上するものがなくなってしまう）。	「原材料調達で使用する包装材（原材料品の包装材）」については、影響が小さいため、このPCRでは、考慮しないこととしております。また、「製品を輸送するのに用いる包装材」につきましては、原材料調達段階と廃棄・リサイクル段階に計上するよう修正致します（No.2を参照）。
6	9-1　③ 9-2　③ 9-3　③ 附属書C	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目 一次データ収集項目	流通段階から発生する廃棄物に副資材（梱包材）を想定しているようだが、物流倉庫での積み替え等で発生するものはこの段階でよいが、使用者へ届けられる時に発生する使用済み梱包材は、廃棄・リサイクル段階で計上すべきである。	通常、梱包材は価格の中に入っているために、使用済み梱包材の所有者は消費者になる。よって、不要となった梱包材は消費者の責任において処分するもののため、流通段階で計上するのは違和感がある。現実では過去からの商習慣で、製品の販売者が持ち帰っている場合もあるが、それは消費者の代わりに処理をしてあげているもの。誰が実施するかではなく、消費者の責任範囲である廃棄・リサイクル段階が適切と考える。	ご指摘の通り、「使用者へ届けられる時に発生する使用済み包装材の負荷」は廃棄・リサイクル段階に計上することと修正致します（No.2を参照）。
7	9-4 11-4	一次データの収集方法および収集条件	「特に規定しない」としているが、「輸送量」や「質量」は一次データが収集できるはずである。		「輸送量」は「質量」は一次データの収集項目に指定しておりますが、ご指摘の規定項目（9-4、11-4）では、特に収集方法を規定せずとも、「全段階に共通して適用する項目」等の規定があるため、問題ないと考えております。
8	13-2	ラベルの位置、サイズ	「共通ルールの」は不要である。		ご指摘の通り、修正致します。
9	附属書A	「参考」ではなく「規定」である。	対象か否かを規定している。		このPCRの対象範囲につきましては、本文（「(2) 製品の定義」）で規定させて頂いております。附属書Bは、分類体系を「補足する」ことを目的とさせて頂いておりますので、（参考）のままでよいものと考えております。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
		製品分類は、分類階層を示すためか、頭下げをしているが、読みにくいので不要ではないか。	「No.」で分類階層は理解できる。		ご指摘を受け、分類階層の頭下げは削除することと致します。
10	附属書A	「生産段階」および「流通段階」に投入される「出荷用包装資材」および「販売用包装資材」の「生産」は、原材料調達段階で扱うべきである。	「生産段階」および「流通段階」に投入される「出荷用包装資材」および「販売用包装資材」には、消費者まで届き、使用済みとなるものが相当数含まれているはずである。		ご指摘の通り、原材料調達段階で扱うよう修正致します。
11	附属書C 8-1 8-2 8-3	データ収集範囲に含まれるプロセス/データ収集項目/一次データ収集項目	「組立てプロセス」に投入される「副資材」を「算定対象外」としているが、合理的な理由の説明がない。 また、これらは「原材料調達段階」より投入されるべきである。	本文にも規定や理由の記述がみられない。	組立てプロセスに投入される副資材（ガーゼ、洗剤、等）は微量なため、対象外としております。 なおPCR原案チェックリスト（No.19）において、「副資材の製造と廃棄に係るGHG排出量は、それぞれの発生段階に計上する」となっているため、生産段階の副資材については生産段階に計上のままでよいと考えております。
12	附属書C 9-1 9-2 9-3	データ収集範囲に含まれるプロセス/データ収集項目/一次データ収集項目	「流通段階の輸送プロセス」に投入される「副資材（原案作成者の規定する輸送用の梱包材）」は、「生産段階」に「梱包プロセス」を設けて投入すべきである。 すなわち、生産段階において、 「組立てプロセス」→「IT機器」→「梱包プロセス」→「梱包済IT機器」という順になる。	「（IT機器の）一次梱包」は、サイト出荷前に必ず終了しており、流通（輸送）途上で施されることはあり得ない。“汚れ防止や水濡れ防止等の目的で”さらに二次包装が施される場合がないとはいえないが、副次的なものである。	ご指摘を受け、「生産段階」に「梱包プロセス」を含むよう修正しております。
13	附属書C 10-1 10-2 10-3	データ収集範囲に含まれるプロセス/データ収集項目/一次データ収集項目	「使用段階」より排出される「生産物（廃棄物）に「副資材（使用済み梱包材）が欠落している。	「廃棄・リサイクル段階」の「輸送プロセス」につなげてライフサイクルフローが完成する。	包装材の負荷は廃棄・リサイクル段階に計上することと致します（No.2を参照）。
			「使用済み取扱説明書」等の印刷物は、「保守作業（対象外）」の前後どちらにも位置する「生成物」である。	(2-2)意見参照。	これらの物品は付属品に含めております（No.1を参照）。
14	附属書C 11-1 11-2 11-3	データ収集範囲に含まれるプロセス/データ収集項目/一次データ収集項目	「使用済みIT機器」は「廃棄・リサイクル段階」ではなく、「使用段階」の「保守作業（対象外）」の次に位置する「生成物」である。	「廃棄・リサイクル段階」の「輸送プロセス」につなげてライフサイクルフローが完成する。	ご指摘の通り、ライフサイクルフロー図における「使用済みIT機器」の位置を「使用段階」に修正致します。
15	附属書E		海外調達比率は質量ベースの比率を基本とするが、データ収集が困難な場合には金額ベースの比率で算出しても良いとあるが、一般的に海外調達品が安価である場合が多く、過小評価につながるのではないか。	価格比も考慮に入れて補正すると、質量ベースの比率に近くなると思うので、ご検討いただきたい。	ご指摘の通り、価格比の考慮により精度は改善できると考えられます。しかし、調達品ごとに国内外の価格比データを収集するのは困難なこと、及び、輸送の負荷が原材料調達に占める割合は低いことを考慮し、補正の規定は追加しないことと致します。
16	附属書E 附属書F		附属書EとFの順番を入れ替えた方がよい。	まず、「輸送シナリオの考え方」があって、それに基づいた「輸送シナリオ設定」の順で記載すると分かりやすいと思う。	ご指摘の点、「分かりやすさに」配慮することも必要と考えておりますが、このPCRは、要求や指示の規定が主の文章であるという観点から、順番はこのままで問題ないと考えております。
17	附属書G		焼却処理されるもののフローが抜けている。		ご指摘の「焼却処理されるもののフロー」は、次の理由により記載しないこととしております。 ＜理由＞ 埋立と焼却の比率を把握することが困難なため、このシナリオでは、リサイクルされないものは全て負荷の大きい埋立処理されることしている。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに関係するもの以外については掲載しておりません。

※2「考え方」については、報告日におけるものです。（PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。）

以 上